

事務連絡  
令和4年10月14日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中  
特別区

厚生労働省老人保健課  
医政局医事課  
保険局医療課  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の 介護老人保健施設等での円滑な投与について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下「本剤」という。）の一般流通後の介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設（以下「介護老人保健施設等」という。）での活用等に係る留意点を、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について」（令和4年9月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡。以下「令和4年9月14日付け事務連絡」<sup>(※1)</sup>といふ。）によりお示ししたところですが、本剤を介護老人保健施設等で円滑に投与できる体制を確保するにあたっての留意点等を下記にお示ししますので、御了知の上、貴管下の介護老人保健施設等及び医療機関に周知方お願いします。

#### 記

- 令和4年9月14日付け事務連絡でお示しした留意点（以下抜粋）を踏まえ、介護老人保健施設等の入所者に対して、保険医療機関等により、本剤が円滑に投与できる体制を確保することが重要です。

<令和4年9月14日付け事務連絡（一部抜粋）>

○ 9月16日以降の介護老人保健施設等の入所者への本剤の投与については、引き続き、医療機関の往診等により対応いただくことが可能です。一般流通品を介護老人保健施設等の入所者に投与した場合の本剤に係る薬剤費については、9月13日付け事務連絡において診療報酬上の臨時的取扱いが示され、保険医療機関が投与し当該事務連絡が適用となる場合に、当該保険医療機関において診療報酬にて算定可能です。その際の自己負担分については公費負担の対象となります。

なお、介護老人保健施設等が卸売販売業者から購入して対応いただくことも可能ですが、保険医療機関ではない介護老人保健施設等が購入して投与する場合は、通常の医薬品と同様、診療報酬による算定はできないので、御留意ください。

○ 保険医療機関により本剤の投与を行う場合、特に併設の保険医療機関を有さない介護老人保健施設等においては、協力病院（※）をはじめとした外部の保険医療機関の協力が必要となりますので、協力病院等におかれでは、介護老人保健施設等から求めがあつた場合には、御対応いただくようお願いします。

（※）介護老人保健施設及び介護医療院は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく運営基準において、あらかじめ協力病院を定めておかなければならぬとされている。

○ また、本剤の円滑な投与をはじめとした必要な体制を確保するにあたっては、入所者が感染した際に外部の保険医療機関と速やかに連絡をとり、診療・処方につなぐことができる体制の事前確認やシミュレーション等を実施しておくことが重要と考えられますので、介護老人保健施設等及び協力病院等においては、連携体制の事前確認等について、御検討いただくようお願いします。

○ なお、介護老人保健施設等の入所者に対して、外部の医療機関の医師が本剤の処方を行うにあたっては、外部の医療機関の医師が往診すること以外に、下記にお示しする事務連絡や、情報通信機器を用いてリアルタイムに行う診療については「オンライン診療の適切な実施に関する指針」<sup>(※2)</sup>を遵守することで、電話や情報通信機器を用いて診療することも可能です。

「新型コロナウィルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課他連名事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」<sup>(※3)</sup>という。）の記の3.（1）において示された取扱いは介護老人保健施設等で療養する者についても同様です。外部の医療機関の医師が電話や情報通信機器を用いた診療を行うにあたっては、診断等を行った介護老人保健施設等の医師が、当該医療機関の医師に必要な情報提供を行うなど、令和2年4月10日付け事務連絡と情報通信機器を用いてリアルタイムに診療を行う場合は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を参照して対応ください。

また、併設保険医療機関以外の保険医療機関が、介護老人保健施設及び介護医療院で療養する者に対し、電話や情報通信機器を用いて診察を行った場合等には、「新型コロナ

ウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）」（令和4年3月4日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和4年3月4日付け事務連絡」<sup>(※4)</sup>という。）に示された診療報酬上の臨時的な取扱いに基づき、A000 初診料等を算定可能です。

<令和2年4月10日付け事務連絡（一部抜粋）>

自宅療養又は宿泊施設等での療養とされた軽症者等について、自宅や宿泊施設等での療養期間中の健康管理において、新型コロナウイルス感染症の増悪が疑われる場合や、それ以外の疾患が疑われる場合において、当該患者の診断を行った医師又は新型コロナウイルス感染症の診断や治療を行った医師から情報提供を受けた医師は、医学的に電話や情通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であると判断した範囲において、患者の求めに応じて、電話や情報通信機器を用いた診療により、必要な薬剤を処方して差し支えないこと。

- また、高齢者施設等において患者又は代諾者の同意書がその場で取得できない場合の対応については、「高齢者施設等における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル及びパキロビッド®パック）の活用方法について（改定）」（令和4年9月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部他連名事務連絡。以下「令和4年9月20日付け事務連絡」<sup>(※5)</sup>という。）を参照してください。

(※1) 令和4年9月14日付け事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000990057.pdf>



(※2) オンライン診療の適切な実施に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889114.pdf>



(※3) 令和2年4月10日付け事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>



(※4) 令和4年3月4日付け事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000908219.pdf>



(※5) 令和4年9月20日付け事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000991816.pdf>



以上